

議 案 名	富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、富士見市水道事業給水条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることにより、条例第4条中及び第34条第2項中の「厚生労働省令」を「ただし書の国土交通省令」に改正するものです。
施 行 日	令和6年4月1日

富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第17号。以下「法」という。）第16条の2第3項<u>ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第34条 （略）</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項<u>ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第17号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第34条 （略）</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>